

⑤ 外来リハビリテーション診療料の見直し

第1 基本的な考え方

急性期から回復期、維持期・生活期まで一貫したリハビリテーションの提供を推進する観点から、外来リハビリテーション診療料について要件を見直す。

第2 具体的な内容

外来リハビリテーションを実施している患者に対して、医師によるリハビリテーションに関する包括的な診察をより実施しやすくするため、リハビリテーションスタッフとのカンファレンスに係る要件を緩和する。

現 行	改定案
<p>【外来リハビリテーション診療料】</p> <p>1 外来リハビリテーション診療料 1 73点</p> <p>2 外来リハビリテーション診療料 2 110点</p> <p>[算定要件]</p> <p>(7) 外来リハビリテーション診療料1及び2を算定している場合は、医師は疾患別リハビリテーション料の算定ごとに当該患者にリハビリテーションを提供したリハビリテーションスタッフとカンファレンスを行い、当該患者のリハビリテーションの効果や進捗状況等を確認し、診療録に記載すること。</p>	<p>【外来リハビリテーション診療料】</p> <p>1 外来リハビリテーション診療料 1 73点</p> <p>2 外来リハビリテーション診療料 2 110点</p> <p>[算定要件]</p> <p>(7) 外来リハビリテーション診療料1及び2を算定している場合は、医師は疾患別リハビリテーション料の算定ごとに当該患者にリハビリテーションを提供したリハビリテーションスタッフからの報告を受け、当該患者のリハビリテーションの効果や進捗状況等を確認し、診療録に記載すること。なお、リハビリテーションスタッフからの報告は、カンファレンスの実施により代えることとしても差し支えない。</p>